## 火光利用敷網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第9号に掲げる次の火光利用敷網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項 及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年9月12日

岩手県

## 1 火光利用敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類								か 可 ナ と
	水 産 動 植 物 の 種類	漁具の 種類そ の他 漁業の 済法	操業区域	漁業時期	推進関の力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数
いかなご棒受 網漁業	いかなご	棒受網	岩手県沖合海面	3月20 月か30 日 月か月で 月か月まで 10ら30 日	制 し 限	20 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	44
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉 伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地を有するもの	56
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉 伊郡に漁業根拠地を有するもの	14
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸 前高田市に漁業根拠地を有するもの	24
いかなご、し らうお、しろ うお棒受網漁 業	い か な ら うお、し ろ う お					10 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸 前高田市に漁業根拠地を有するもの	19

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年10月13日から令和5年11月17日まで

## (3) 備考

- ア この許可の有効期間は、令和6年1月1日(令和6年1月2日以降の場合は許可の日)から、令和8年12月31日までとする。
- イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - (ア) いかなご棒受網漁業
    - a しらうお及びしろうおの採捕を目的として操業してはならない。
  - b 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10 キロワット以下でなければならない。
  - c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
  - (イ) いかなご、しらうお、しろうお棒受網漁業
    - a ・・・・と・・・・を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域)以外の海域においては、しらうお及びしろうおの採捕を目的として操業してはならない。
  - b 毎年3月10日から3月19日までの間は、いかなごを採捕してはならない。
  - c 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10 キロワット以下でなければならない。
  - d 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他 の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。